

# 福岡県公報

平成二十年三月三十一日  
第二千八百四号  
増刊 ①

## 目次

福岡県公益認定等審議会条例 (行政経営企画課)	三
福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	四
福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例(保健福祉課)	八
福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (保健福祉課)	九
福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉課)	九
福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (国保・援護課)	九
福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (国保・援護課)	一〇
福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例(環境政策課)	一一
福岡県アンビシヤス外国留学支援基金条例 (青少年課)	一一
福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課)	一二
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁企画調整課)	一二
福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	一三
福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	一三
福岡県監査委員条例の一部を改正する条例(監査委員事務局総務課)	一四
福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	一四

## 公布された条例のあらまし

福岡県公益認定等審議会条例 (総務部行政経営企画課)	一
1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の制定に伴い、福岡県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。	一
2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。	二
福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 (総務部人事課)	一
1 福岡県部制条例の一部を改正する条例の制定により部の名称が改められること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。	一
2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。	二
福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例 (保健福祉部保健福祉課)	一
1 健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法が改正されることに伴い、関係条例の規定を整理することとした。	一
2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。	二
福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (保健福祉部保健福祉課)	一
1 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。	一
2 この条例は、公布の日から施行することとした。	二
福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部保健福祉課)	一
1 薬事法の一部を改正する法律の制定により、登録販売者制度が創設されたことに伴	一

い、登録販売者試験等の手数料を定めるとともに、介護サービス情報の公表等に係る手数料の額について適正化を図るため、その額を改定することとした。

2 一の条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

(保健福祉部国保・援護課)

1 健康保険法等の一部を改正する法律の制定による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一の条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(保健福祉部国保・援護課)

1 高齢者の医療の確保に関する法律第百十六条第一項の規定に基づく福岡県後期高齢者医療財政安定化基金の運営について、必要な事項を条例で定めることとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

(環境部環境政策課)

1 水質基準に関する省令の一部を改正する省令の制定により、水質基準項目が追加されることに伴い、水質試験(検査)の手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県アンビシヤス外国留学支援基金条例

(生活労働部青少年課)

1 寄附金を契機として、豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の外国大学等への留学を支援し、国際的に活躍する人材の育成を推進するため、福岡県アンビシヤス外国留学支援基金を設置することとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 大濠公園内に新たに中型自動車及び大型自動車用の駐車場を整備したことに伴い、

その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁企画調整課)

1 福岡県立嘉穂総合高等学校の位置を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 学校教育法等の一部を改正する法律の制定の趣旨にかんがみ、本県の公立学校における組織運営体制や指導体制の充実等を図るため、副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を設置すること等に伴い、福岡県公立学校職員の給与に関する条例その他の関係条例の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県監査委員条例の一部を改正する条例

(監査委員事務局総務課)

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により、地方公共団体の財政の健全化判断比率等を監査委員の審査に付すこととされたことに伴い、当該審査の期間について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県北九州水上警察署を関係警察署に統合することに伴い、所要の規定の整備を

行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 福岡県警察署協議会条例の一部を改正することとした。

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活環境課)

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会議務局議事課)

1 福岡県部制条例の一部改正に伴い、関係常任委員会の名称及び所管事項を改めるととした。

2 一 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条例

福岡県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第一号

福岡県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第二項の規定に基づき、福岡県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人以上七人以内で組織する。

(委員の任命)

第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第五条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第六条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第九条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第七条第一項の規定は、専門委員について準用する。  
(部会)

第十条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第十一条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(補則)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号

(の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第六条第一項第二号中「保健福祉部障害者福祉課」を「保健医療介護部健康増進課」に改める。

第十三条第一項第二号中「水産林務部漁政課」を「農林水産部水産局漁業管理課」に改める。

(福岡県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第二条 福岡県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年福岡県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総務部地方課」を「企画・地域振興部市町村支援課」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第二節 保健福祉部に属する公の施設」を

「第一節の二 新社会推進部に属する公の施設

第一款 女性相談所(第十三条の二)に、

「第二節 福祉労働部に属する公の施設」

第三款 女性相談所(第二十条)

第四款 削除

第五款 削除

第六款 削除

第三節 生活労働部に属する公の施設

第一款 削除

第二款 公共職業能力開発施設(第六十条の二 第六十条の四)

第三款 公共職業能力開発施設(第二十条 第五十九条)

第三節 削除

「第五節 農政部に属する公の施設

第一款 農業大学校(第六十六条 第七十条)



福岡県女性相談所	名 称	福岡市中央区	位 置
----------	-----	--------	-----

第二款 削除

第三款 削除

第四款 農業総合試験場（第七十四条 第七十七条）

第五款 普及指導センター（第七十八条）

第六款 削除

第六節 水産林務部に属する公の施設

第一款 漁港施設（第八十五条）

第二款 森林林業技術センター（第八十五条の二）

第三款 水産海洋技術センター（第八十五条の三）

「第五節 農林水産部に属する公の施設

第一款 農業大学校（第六十六条 第七十条）

第二款 農業総合試験場（第七十一条 第七十四条）

第三款 普及指導センター（第七十五条）

第四款 漁港施設（第七十六条）

第五款 森林林業技術センター（第七十七条）

第六款 水産海洋技術センター（第七十八条 第八十四条）

第六節 削除

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 新社会推進部に属する公の施設

第一款 女性相談所

（設置、名称及び位置）

第十三条の二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条の規定に基づき、  
 婦人相談所として、要保護女子に関する相談並びに要保護女子及びその家庭の調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに附随する指導並びに一時保護を行うため、女性相談所を設置する。

2 女性相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 福祉労働部に属する公の施設

第二章第二節第三款の款名を次のように改める。

第三款 公共職業能力開発施設

第二十条を次のように改める。

（設置、名称及び位置）

第二十条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるため、公共職業能力開発施設として高等技術専門校を設置する。

2 高等技術専門校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県立福岡高等技術専門校	福岡市東区
福岡県立戸畑高等技術専門校	北九州市戸畑区
福岡県立小竹高等技術専門校	鞍手郡小竹町
福岡県立久留米高等技術専門校	久留米市
福岡県立大牟田高等技術専門校	大牟田市
福岡県立田川高等技術専門校	田川市
福岡県立小倉高等技術専門校	北九州市小倉南区

3 知事は、必要に応じ、高等技術専門校の分校を置くことができる。

第二章第二節第四款から第六款までの款名を削り、第二十一条から第五十九条までを次のように改める。

（職業訓練の種類等）

第二十一条 高等技術専門校における職業訓練の種類、訓練課程の種類、訓練料の種類、職業訓練を受ける者（以下この款中「訓練生」という。）の定数、職業訓練の期間その他必要な事項は、管理者が定める。

（退校等）

第二十二条 管理者は、第六条に定めるもののほか、訓練生が次の各号の一に該当すると認めるときは、退校させ、又は訓練を受けることを停止することができる。

- 一 学業成績が劣等で、成業の見込みがないと認められるとき。
- 二 性行が不良で、改しゆんの見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由がなくて出席が常でないとき、又は引き続き一月以上欠席したとき。

四 疾病その他の事故により、成業の見込みがないと認められるとき。

第二十三条から第五十九条まで 削除

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第六十条 削除

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 農林水産部に属する公の施設

第二章第五節第二款から第六款までを次のように改める。

第二款 農業総合試験場

(設置、名称及び位置)

第七十一条 農業に関する試験研究、調査、分析鑑定、技術指導及び相談を行うこと

もに、種苗、種畜及び種鶏等の育成、配布を行い、農業技術の開発、農民生産の向上及び農業経営の改善を図るため、農業総合試験場を設置する。

2 農業総合試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県農業総合試験場	筑紫野市

3 知事は、必要に応じ、農業総合試験場の分場を置くことができる。

(種苗等の配布対象)

第七十二条 種苗、種畜及び種鶏等は、管理者が県内の農作物の生産又は家畜若しくは鶏の改良及び増殖を促進するために適当と認める者に、これを配布する。

(豚の産肉能力検定)

第七十三条 養豚者のうち管理者が適当と認めた者は、豚の産肉能力の検定を受けることができる。

(鶏の経済能力検定)

第七十四条 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条に規定する登録小化業者のうち管理者が適当と認めた者は、鶏の経済能力の検定を、農業総合試験場に依頼することができる。

第三款 普及指導センター

第七十四条 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条に規定する登録小化業者のうち管理者が適当と認めた者は、鶏の経済能力の検定を、農業総合試験場に依頼することができる。

(設置、名称、位置及び管轄区域)

第七十五条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条の規定に基づき、普及指導員が行う同法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動、農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供並びに新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うため、普及指導センターを設置する。

2 普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
福岡県福岡地域農業改良普及センター	福岡市西区	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 前原市 筑紫郡 糸島郡
福岡県北筑前地域農業改良普及センター	福津市	宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡
福岡県朝倉地域農業改良普及センター	朝倉市	朝倉市 朝倉郡
福岡県久留米地域農業改良普及センター	久留米市	久留米市 小都市 うきは市 三井郡
福岡県北九州地域農業改良普及センター	北九州市八幡西区	北九州市 中間市 遠賀郡
福岡県飯塚地域農業改良普及センター	飯塚市	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
福岡県田川地域農業改良普及センター	田川市	田川市 田川郡
福岡県南筑後地域農業改良普及センター	みやま市	大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潁郡
福岡県八女地域農業改良普及センター	八女市	八女市 筑後市 八女郡

福岡県京都地域農業改良普及センター	行橋市	行橋市 京都郡
福岡県築上地域農業改良普及センター	豊前市	豊前市 築上郡

第四款 漁港施設

(設置、総称、位置及び県が設置する漁港施設)

第七十六条 水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十五条第一項第二号又は第三号の規定に基づき県が管理する漁港に、同法第三条に規定する漁港施設(以下「漁港施設」という。)を設置する。

2 漁港施設の総称、位置及び県が設置する漁港施設は、次のとおりとする。

総称	位置	県が設置する漁港施設	
		各漁港に共通なもの	各漁港に共通でないもの
県営津屋崎漁港	福津市	防波堤、防砂堤、導流堤、突堤、船揚場、航路	防波堤、防砂堤、岸壁、船揚場
県営大島漁港	宗像市	護岸、物揚場、泊地、漁港施設	防波堤、岸壁
県営沖の島漁港	宗像市		防波堤、突堤、岸壁、船揚場
県営小呂島漁港	福岡市西区		防波堤、突堤、船揚場
県営沖端漁港	柳川市		突堤、胸壁、船揚場、棧橋、航路
県営宇島漁港	豊前市		防波堤、堤防、浮桟橋、船揚場、航路

第五款 森林林業技術センター

(設置、名称及び位置)

第七十七条 森林及び林業に関する試験研究、調査、分析鑑定、相談及び技術の普及指導を行い、森林の保全及び林業の振興を図るため、森林林業技術センターを設置する。

2 森林林業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
-----	-----

福岡県森林林業技術センター

久留米市

第六款 水産海洋技術センター

(設置、名称及び位置)

第七十八条 海洋及び水産業に関する試験研究、調査、分析鑑定、技術の普及指導、相談及び情報の提供を行い、海洋の保全及び水産業の振興を図るため、水産海洋技術センターを設置する。

2 水産海洋技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県水産海洋技術センター	福岡市西区

3 知事は、必要に応じ、水産海洋技術センターの支所を置くことができる。

第七十九条から第八十四条まで 削除

第二章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第八十五条 削除

(福岡県精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第四条 福岡県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「保健福祉部障害者福祉課」を「保健医療介護部健康増進課」に改める。

(福岡県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第五条 福岡県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「生活労働部」を「福祉労働部」に改める。

(福岡県地方港湾審議会条例の一部改正)

第六条 福岡県地方港湾審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

(福岡県生涯学習審議会条例の一部改正)

第七条 福岡県生涯学習審議会条例(平成五年福岡県条例第十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項中「教育委員会が知事」を「知事が教育委員会」に改める。

第七条中「教育委員会事務局」を「新社会推進部」に改める。

(福岡県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第八条 福岡県障害者施策推進協議会条例(平成七年福岡県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改める。

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第九条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「保健福祉部」を「保健医療介護部」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三号

福岡県保健環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例

(福岡県保健環境研究所手数料条例の一部改正)

第一条 福岡県保健環境研究所手数料条例(昭和二十四年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第八号中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

(福岡県保健所使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 福岡県保健所使用料及び手数料条例(昭和二十五年福岡県条例第十四号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一項の表第七号中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

(福岡県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 福岡県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十八年福岡県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び第八十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項及び第七十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

(福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)により算定した額」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び第八十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に、「に規定する」を「の規定に基づき」に、「算定した費用の額」を「算定した額」に改める。

(福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第五条 福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例(昭和四十一年福岡県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号



「」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

（精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第六条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中一一九の三の項を一一九の五の項とし、一一九の二の項を一一九の四の項とし、一一九の項の次に次のように加える。

一一九の二	薬事法第三十六条の四第一項の規定による一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の資質の確認のための試験の実施	登録販売者試験手数料	一三、〇〇〇円
一一九の三	薬事法第三十六条の四第二項の規定による一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	七、一〇〇円

別表一四六の項を次のように改める。

一四六	薬事法施行規則第五百九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換交付の申請に対する審査	販売従事登録証書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
-----	---	------------------	--------

別表一四六の項の次に次のように加える。

一四六の二	薬事法施行規則第五百九条の十二第二項の規定による販売従事登録証の再交付の申請に対する審査	販売従事登録証再交付申請手数料	二、九〇〇円
-------	--	-----------------	--------

別表一七〇の項中「四八、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に改め、同表一七〇の二の項中「二、〇〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に定められた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の二第一項に規定する計画に従って行われた報告に係る介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料については、なお従前の例による。

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職被保険者等所属市町村に対する改正後の第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」とあるのは「及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

3 平成二十五年三月三十一日までの間、改正後の第三条第一項第一号及び前項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七号

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例

（趣旨）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百十六条第一項の規定に基づく福岡県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営については、法律又はこれに基づく命令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（拠出率）

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する割合は、一万分の九とする。

（積立て）

第三条 特定期間（法第百十六条第二項第一号の特定期間をいう。以下同じ。）の各年度において基金として積み立てる額は、各年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

2 特定期間の各年度における県の負担額は、各年度の一般会計歳入歳出予算で定める。

3 基金への積立ては、知事が別に定める拠出時期（福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が拠出金を納付すべき時期をいう。以下同じ。）までに行うものとする。

（拠出金）

第四条 特定期間の各年度において広域連合に対して納付を求める拠出金の額は、各年度一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

2 知事は、前項の規定により広域連合の拠出金の額が定まったときは、広域連合に対して拠出金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 広域連合は、拠出時期までに拠出金の全部又は一部の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（管理）

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金等の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

2 第四条第三項の規定により延滞金が納付された場合は、基金に編入するものとする。

(処分)

第七条 知事は、法第百十六条第一項第一号に掲げる交付金の交付事業又は同項第二号に掲げる貸付金の貸付事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(償還方法)

第八条 広域連合は、特定期間の借入総額を二で除して得た金額を、当該特定期間の次の特定期間の各年度において償還するものとする。ただし、政令第十四条第四項ただし書に規定する場合で、知事がやむを得ないと認めるときには、次の各号に掲げるいずれかの償還方法によることができる。

- 一 特定期間の借入総額を四で除して得た金額を、当該特定期間の次の特定期間の初年度以降四年間の各年度において償還する方法
- 二 特定期間の借入総額を六で除して得た金額を、当該特定期間の次の特定期間の初年度以降六年間の各年度において償還する方法

(償還期限の延期等)

第九条 知事は、広域連合に対し、災害その他特別の事情があると認める場合には、別に定めるところにより、貸付金の償還期限又は各年度の償還に係る納付期限を延期することができる。

2 広域連合は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、前項の規定により知事が償還期限の延期を認めた場合を除き、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、前項の規定により延滞金が納付された場合の処理について準用する。

(繰上償還)

第十条 知事は、広域連合が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 広域連合は、第八条の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第八号

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健環境研究所手数料条例(昭和二十四年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第六号中「二二七、二八〇円」を「二二八、二七〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県アンビシャス外国留学支援基金条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第九号

福岡県アンビシャス外国留学支援基金条例

(設置)

第一条 アンビシャスな青少年(豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくまし

い青少年をいう。)の外国大学等への留学を支援し、国際的に活躍する人材の育成を推進するため、地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県アンビシャス外国留学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、前条の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に感じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県条例第十号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七を次のように改める。

七 駐車場

都市公園名	区分	単 位		金 額
		一時間以内	二時間を超えるとき	
大濠公園	普通自動車	一時間以内	二時間を超えるとき	二一〇円
		三十分ごとに	二時間を超えるとき	一六〇円
	中型自動車	三時間以内	三時間を超えるとき	一、五〇〇円
		三十分ごとに	三時間を超えるとき	二五〇円

備考 普通自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条の規定するところによる。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十一号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二百十條の二第二項の表九十五の項中「飯塚市」を「嘉穂郡桂川町」に改める。

附則



この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十二号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号

)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同項第三号中「校長を除く。」の下に「、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「教頭」の下に「、主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。)」を、「担任する」の下に「指導教諭、」を加え、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	256,900	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	259,700	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	262,500	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	265,300	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	268,000	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	270,700	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	273,400	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	276,100	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	278,800	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	281,500	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	284,200	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	286,900	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	289,600	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	292,300	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	295,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	297,700	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	300,400	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	303,100	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	305,800	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	308,500	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	311,200	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	313,900	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	316,600	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	319,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	321,700	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	324,100	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	326,500	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	328,900	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	331,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	333,300	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	335,500	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	337,700	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	339,900	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	342,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	344,300	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	346,500	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	348,700	407,300	488,800
	39	219,900	281,500	350,900	408,900	489,800
	40	221,700	284,100	353,100	410,500	490,800
	41	223,600	286,600	355,300	412,200	491,900
	42	225,400	289,200	357,400	413,800	492,900
	43	227,200	291,700	359,500	415,400	493,900
	44	229,000	294,200	361,600	417,000	494,900
	45	230,900	296,500	363,700	418,700	496,000
	46	232,600	299,200	365,800	420,300	
	47	234,300	301,900	367,900	421,900	
	48	236,000	304,600	370,000	423,500	
	49	237,600	307,100	372,100	425,200	
	50	239,300	309,600	374,100	426,800	
	51	241,000	312,100	376,100	428,400	
	52	242,700	314,600	378,100	430,000	
	53	244,300	317,000	380,100	431,700	
	54	246,000	319,200	381,900	433,300	
	55	247,700	321,400	383,700	434,900	
	56	249,400	323,600	385,500	436,500	
	57	251,000	325,900	387,300	438,200	

	58	252,600	328,100	389,000	439,800
	59	254,200	330,300	390,700	441,400
	60	255,800	332,500	392,400	443,000
	61	257,400	334,700	394,100	444,700
	62	259,000	336,900	395,600	446,300
	63	260,600	339,100	397,100	447,900
	64	262,100	341,300	398,600	449,500
	65	263,600	343,500	400,100	451,200
	66	265,300	345,700	401,600	452,800
	67	267,000	347,900	403,100	454,400
	68	268,700	350,100	404,600	456,000
	69	270,200	352,100	406,100	457,600
	70	271,700	354,200	407,500	459,200
	71	273,200	356,300	408,900	460,800
	72	274,700	358,400	410,300	462,400
	73	276,000	360,400	411,700	463,900
	74	277,400	362,400	413,100	464,900
	75	278,800	364,400	414,500	465,900
	76	280,200	366,400	415,900	466,900
	77	281,600	368,400	417,300	467,700
	78	282,800	370,100	418,700	468,700
	79	284,000	371,800	420,100	469,700
	80	285,200	373,500	421,500	470,700
	81	286,500	375,200	422,900	471,500
	82	287,700	376,700	424,200	472,500
	83	288,900	378,200	425,500	473,500
	84	290,100	379,700	426,800	474,500
	85	291,400	381,200	428,100	475,300
	86	292,600	382,700	429,300	
	87	293,800	384,200	430,500	
	88	295,000	385,700	431,700	
	89	296,200	387,200	432,900	
	90	297,400	388,600	434,000	
	91	298,600	390,000	435,100	
	92	299,800	391,400	436,200	
	93	300,800	392,900	437,300	
	94	302,000	394,200	438,400	
	95	303,200	395,500	439,500	
	96	304,400	396,800	440,600	
	97	305,400	398,200	441,700	
	98	306,500	399,300	442,500	
	99	307,600	400,400	443,300	
	100	308,700	401,500	444,100	
	101	309,600	402,600	444,900	
	102	310,700	403,700	445,500	
	103	311,800	404,800	446,100	
	104	312,900	405,900	446,700	
	105	313,800	406,800	447,300	
	106	314,700	407,800	447,900	
	107	315,600	408,800	448,500	
	108	316,500	409,800	449,100	
	109	317,500	410,700	449,700	
	110	318,100	411,600		
	111	318,700	412,500		
	112	319,300	413,400		
	113	320,000	414,100		
	114	320,500	414,900		
	115	321,000	415,700		
	116	321,500	416,500		
	117	322,100	417,300		
	118	322,600	418,100		
	119	323,100	418,900		
	120	323,600	419,700		
	121	324,200	420,500		

再任職員以外の職員

122	324,700	421,000			
123	325,200	421,500			
124	325,700	422,000			
125	326,300	422,400			
126	326,700	422,900			
127	327,100	423,400			
128	327,500	423,900			
129	327,800	424,300			
130	328,200	424,800			
131	328,600	425,300			
132	329,000	425,800			
133	329,200	426,200			
134	329,500	426,700			
135	329,800	427,200			
136	330,100	427,700			
137	330,500	428,100			
138	330,800	428,600			
139	331,100	429,100			
140	331,400	429,600			
141	331,700	430,000			
142	332,000	430,500			
143	332,300	431,000			
144	332,600	431,500			
145	332,900	431,900			
146	333,200	432,400			
147	333,500	432,900			
148	333,800	433,400			
149	334,000	433,800			
150	334,300				
151	334,600				
152	334,900				
153	335,100				
154	335,400				
155	335,700				
156	336,000				
157	336,200				
158	336,500				
159	336,800				
160	337,100				
161	337,300				
162	337,600				
163	337,900				
164	338,200				
165	338,400				
166	338,700				
167	339,000				
168	339,300				
169	339,500				
170	339,800				
171	340,100				
172	340,400				
173	340,600				
174	340,900				
175	341,200				
176	341,500				
177	341,700				
再任用職員	235,300	279,400	308,800	338,200	424,900

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



## ロ 教育職給料表(三)

職 員 区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	348,100	373,800	463,900
	39	219,100	249,900	350,100	375,400	464,800
	40	220,800	252,700	352,100	377,000	465,700
	41	222,600	255,500	354,100	378,700	466,600
	42	224,400	258,100	355,900	380,300	467,500
	43	226,200	260,700	357,700	381,900	468,400
	44	228,000	263,300	359,500	383,500	469,300
	45	229,900	265,900	361,300	385,100	470,200
	46	231,600	268,500	363,000	386,700	
	47	233,300	271,100	364,700	388,300	
	48	235,000	273,700	366,400	389,900	
	49	236,700	276,300	368,100	391,400	
	50	238,400	278,900	369,800	392,900	
	51	240,100	281,500	371,500	394,400	

再任職  
以外  
の  
職員

52	241,800	284,100	373,200	395,900
53	243,300	286,600	374,900	397,500
54	245,000	289,200	376,400	398,900
55	246,700	291,700	377,900	400,300
56	248,400	294,200	379,400	401,700
57	250,000	296,500	380,900	403,200
58	251,500	299,200	382,300	404,600
59	253,000	301,900	383,700	406,000
60	254,500	304,600	385,100	407,400
61	256,100	307,100	386,500	408,700
62	257,600	309,600	387,800	410,100
63	259,100	312,100	389,100	411,500
64	260,500	314,600	390,400	412,900
65	261,800	317,000	391,700	414,100
66	263,400	319,200	392,900	415,300
67	265,000	321,400	394,100	416,500
68	266,600	323,600	395,300	417,700
69	268,300	325,900	396,500	418,800
70	269,800	328,100	397,700	420,000
71	271,300	330,300	398,900	421,200
72	272,800	332,500	400,100	422,400
73	274,100	334,700	401,300	423,400
74	275,400	336,900	402,400	424,200
75	276,700	339,100	403,500	425,000
76	278,000	341,300	404,600	425,800
77	279,400	343,300	405,700	426,700
78	280,600	345,200	406,700	427,500
79	281,800	347,100	407,700	428,300
80	283,000	349,000	408,700	429,100
81	284,300	350,800	409,700	429,900
82	285,500	352,600	410,500	430,600
83	286,700	354,400	411,300	431,300
84	287,900	356,200	412,100	432,000
85	289,000	357,900	412,900	432,700
86	290,000	359,600	413,700	433,400
87	291,000	361,300	414,500	434,100
88	292,000	363,000	415,300	434,800
89	293,100	364,700	416,100	435,500
90	294,000	366,100	416,800	436,200
91	294,900	367,500	417,500	436,900
92	295,800	368,900	418,200	437,600
93	296,500	370,400	418,900	438,100
94	297,300	371,700	419,600	438,800
95	298,100	373,000	420,300	439,500
96	298,900	374,300	421,000	440,200
97	299,800	375,700	421,700	440,700
98	300,600	376,800	422,300	441,400
99	301,400	377,900	422,900	442,100
100	302,200	379,000	423,400	442,800
101	303,100	380,200	423,900	443,300
102	303,600	381,300	424,500	
103	304,100	382,400	425,100	
104	304,600	383,500	425,600	
105	305,100	384,500	426,100	
106	305,500	385,500	426,700	
107	305,900	386,500	427,300	
108	306,300	387,500	427,800	
109	306,500	388,400	428,300	

110	306,900	389,400			
111	307,300	390,400			
112	307,700	391,400			
113	307,900	392,200			
114	308,200	393,100			
115	308,500	394,000			
116	308,800	394,900			
117	309,100	395,900			
118	309,400	396,700			
119	309,700	397,500			
120	310,000	398,300			
121	310,200	399,100			
122	310,500	399,900			
123	310,800	400,700			
124	311,100	401,500			
125	311,300	402,200			
126	311,600	402,900			
127	311,900	403,600			
128	312,200	404,300			
129	312,400	405,100			
130	312,700	405,800			
131	313,000	406,500			
132	313,300	407,200			
133	313,500	407,700			
134	313,800	408,300			
135	314,100	408,900			
136	314,400	409,500			
137	314,600	409,900			
138		410,500			
139		411,100			
140		411,700			
141		412,100			
142		412,700			
143		413,300			
144		413,900			
145		414,300			
146		414,900			
147		415,500			
148		416,100			
149		416,500			
150		417,100			
151		417,700			
152		418,300			
153		418,700			
154		419,300			
155		419,900			
156		420,500			
157		420,900			
158		421,500			
159		422,100			
160		422,700			
161		423,100			
再任用職員	226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四イ教育職給料表(二)級別標準職務表及びロ教育職給料表(三)級別標準職務表を次のように改める。



## イ 教育職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（任用の期限を附さないものに限る。）、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務 2 指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務
特 2 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務
3 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 2 指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務
4 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事の職務

## ロ 教育職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	中学校又は小学校の講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	1 中学校又は小学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を附さないものに限る。）の職務 2 指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務
特 2 級	1 中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務
3 級	1 中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務 2 指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務
4 級	1 中学校又は小学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事の職務

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第二条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一項中「又は二級」を「二級又は特二級」に改める。

(福岡県職員の給与の調整額に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の給与の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の項中「第七十三条の二十

一第一項」を「第百四十条」に改める。

別表へ教育職給料表(二)及びト教育職給料表(三)を次のように改める。

へ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円
2 級	11,300円
特2 級	11,500円
3 級	12,200円
4 級	13,200円

ト 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円
2 級	11,300円
特2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,800円

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「担当する」の下に「主幹教諭 指導教諭、」を加える。

第十条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「又は二級」を「二級又は特二級」に改める。

第十二条第一項中「所属する」の下に「指導教諭又は」を、「担当する」の下に「指導教諭又は」を加える。

(福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例(昭和三十五年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「限る。」の下に「本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「並びに」の下に「主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)、」を、「従事する」の下に「指導教諭、」を加え、同項第二号中「限る。」の下に「本務として定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「並びに」の下に「主幹教諭(本務として定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育に従事する者に限る。)、」を、「従事する」の下に「指導教諭、」を加える。

第三条第一号中「校長」の下に「副校長」を加え、同条第二号中「夜間」を「夜間の定時制の課程に関する校務の一部を整理する職員及び夜間」に改め、同条第三号中「昼間」を「昼間の定時制の課程に関する校務の一部を整理する職員及び昼間」に改め、同条第四号中「通信教育」を「通信制の課程に関する校務の一部を整理する職員及び通信教育」に改める。

(福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第七条 福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十三号

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、八五二人」を「五、七七九人」に、「四八一人」を「四七四人」に、「三三九人」を「三四六人」に、「六、六七二人」を「六、五九九人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、三九三人」を「一、三九九人」に、「一七人」を「一五人」に、「一、五七〇人」を「一、五七四人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二二、七一一人」を「二二、六七六人」に、「一、一五七人」を「一、一五五人」に、「三五二人」を「三五六人」に、「一、二五五人」を「一、二四四人」に、「二五、四七五人」を「二五、四三一人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、二六一人」を「一、三〇九人」に、「三五人」を「三七人」に、「六八人」を「七〇人」に、「一、三八七人」を「一、

、四三九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十四号

福岡県監査委員条例の一部を改正する条例

福岡県監査委員条例（昭和三十九年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（審査の期間）

第七条 次に掲げる審査についての意見は、審査に付された日から六十日以内に知事に提出しなければならない。

一 法第二百三十三条第二項の規定による決算及び証書類等の審査

二 法第二百四十一条第五項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査

三 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第二項の規定による決算及び証書類等の審査

四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条

第一項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査

五 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二條第一項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県条例第十五号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表福岡県若松警察署の項、福岡県戸畑警察署の項及び福岡県門司警察署の項中、「福岡県北九州水上警察署の管轄区域を除く。」を削り、同表福岡県北九州水上警察署の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（福岡県警察署協議会条例の一部改正）

2 福岡県警察署協議会条例（平成十三年福岡県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「北九州水上警察署及び福岡空港警察署」を「福岡県福岡空港警察署」に改める。

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十六号

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例

例の一部を改正する条例

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成十三年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十七号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例（昭和三十一年福岡県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第一条）」を「（第一条関係）」に改め、同表総務企画委員会項から土木委員会項までを次のように改める。

総務企画地域振興委員会	十一人	(一) 総務部の所管に属する事項（教育並びに総務部以外の歳出及び条例に関する事項を除く。） (二) 企画・地域振興部の所管に属する事項 (三) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (四) 人事委員会の所管に属する事項 (五) 監査委員の所管に属する事項 (六) 他の委員会の所管に属しない事項
厚生労働環境委員会	十一人	(一) 保健医療介護部の所管に属する事項 (二) 福祉労働部の所管に属する事項 (三) 環境部の所管に属する事項 (四) 労働委員会の所管に属する事項
新社会推進商工委員会	十一人	(一) 新社会推進部の所管に属する事項 (二) 商工部の所管に属する事項 (三) 企業局の所管に属する事項
農林水産委員会	十一人	(一) 農林水産部の所管に属する事項 (二) 海区漁業調整委員会の所管に属する事項 (三) 内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
県土整備委員会	十一人	(一) 県土整備部の所管に属する事項 (二) 収用委員会の所管に属する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく常任委員会の委員で次の表の上欄に掲げる委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるこの条例による改正後の福岡県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく委員会の委員長、副委員長及び委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

総務企画委員会	総務企画地域振興委員会
厚生労働環境委員会	厚生労働環境委員会
商工生活労働委員会	新社会推進商工委員会
農林水産委員会	農林水産委員会
土木委員会	県土整備委員会

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）